

---

プロジェクト	企業結合 企業結合会計基準等の改正
項目	第 100 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準公開草案第 62 号（企業会計基準第 21 号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 62 号（企業会計基準適用指針第 10 号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」（以下合わせて「本公開草案」という。）に寄せられたコメントのうち、本日の審議事項である質問 1 及び質問 3 に対するコメントへの対応案について、第 100 回企業結合専門委員会（2018 年 11 月 6 日）で聞かれた意見である。

## 第 100 回企業結合専門委員会で聞かれた主な意見

### （質問 1 に対するコメントへの対応案について）

#### 企業結合会計基準第 27 項等に関して

2. 企業結合に関する会計基準（以下、「企業結合会計基準」という）第 27 項及び企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（以下、「結合分離適用指針」という）の設例 5 に関する公開草案の提案に対して、実務上の混乱を懸念するコメントが寄せられたことを踏まえ、公開草案における提案から、現行の基準の表現に修正するという事務局の対応案は妥当なものとする。

#### 補償資産に関するコメントについて

3. 補償資産に関するコメントについて、基準としての対応を行わないという方針はやむを得ないが、コメントで寄せられている取引が「将来の業績に依存する場合」という要件を満たすものと考えられるのかどうか、又はコメント対応において「個別に契約内容を検討して判断すべき」とされているその判断基準については、考え方を示すべきではないか。
4. 補償資産に関するコメントについては、条件付取得対価に何が含まれるかというのは今回の改正における検討対象に含まれていないという点について、コメント対応で明確にしてはどうか。
5. 補償資産に関するコメントについては、コメントで寄せられている取引が今回の検討対象に含まれておらず、従来行われている実務に今回の改正が影響することはないのであれば、その旨をコメント対応で明確にすべきではないか。

6. 補償資産については、日本においてはそこまで実例が多くない取引なのではないかと思われ、基準として対応しないとする事務局提案については同意する。しかしながら、補償資産については今回の改正の範囲に含まれておらず、現行の実務に何らかの影響を与えることを意図していないということであれば、それが明確に理解できるようにコメント対応の表現を見直すべきではないか。現在のコメント対応案の表現では、補償資産については条件付き取得対価の範囲に入らないと受け止められる可能性があると考えます。

第3項から第6項までの意見を踏まえ、審議(5)-2において補償資産については今回の改正における検討範囲外の論点であり、補償資産に関する従来の実務が今回の改正によって影響を受けるものではない旨が明確になるよう、コメント対応案の文案を修正している。

**(質問3に対するコメントへの対応案について)**

7. 質問3に対するコメント及びその対応案については、特段の意見は聞かれなかった。

以 上